平成２８年（フ）第６７７５号
東京都目黒区目黒１丁目21―１―207
債務者　村井惠理子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７７６号
東京都練馬区南大泉３丁目14―18―106
債務者　本間　　裕
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７７８号
東京都杉並区成田東３丁目６－６　平沼方３Ｆ
債務者　日野恵理子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７７９号
東京都江東区東陽１―26―16―604、住民票上の住所東京都江東区塩浜１丁目４―33―408
債務者　神谷ゆり子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７８１号
東京都台東区柳橋１丁目11―５―303
債務者　上野　登弘
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７８７号
東京都江東区南砂２丁目24―１―409
債務者　石島　英子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７９１号
東京都大田区千鳥２丁目32―４―101
債務者　阿部　邦彦
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７９７号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目10―８―306
債務者　楠野由加子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６７９９号
東京都練馬区旭丘１丁目54―12―207
債務者　久米　敏之
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８１２号
東京都荒川区南千住４丁目９－２―3611
債務者　林　のぞみ
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８１４号
東京都板橋区東新町２丁目20―７　Ｍａｒｉｇｏｌｄ　Ｇ
債務者　野副　理恵（旧姓浦瀬）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８１８号
東京都足立区西新井３丁目９－２―207
債務者　石井敬太郎
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８１９号
東京都江東区大島４丁目１－３―1359
債務者　谷澤　帯子（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８２０号
東京都葛飾区新小岩１丁目10―10―101
債務者　北山　政子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８２１号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目29―５―103
債務者　慎良一こと　愼　　良一
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８２２号
東京都港区芝浦４丁目２―22―715
債務者　中居美千代
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部